

2017（平成29）年6月8日

海老名市議会議員

A 殿

神奈川県弁護士会

会長 延命 政之

勧告書

当会は、申立人 B の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿に対し、下記のとおり勧告します。

勧告の趣旨

貴殿が、2015年（平成27年）11月29日未明インターネット短文投稿サイトTwitterにおいて行った、報道機関が掲載した同性愛に関する報道ツイートに対する別紙記載の3件のツイートは、性的少数者の人権を侵害する差別発言であるので、市議会議員である貴殿の発言には影響力があることも斟酌し、今後二度と性的少数者に対して差別発言を繰り返さないよう勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり。

神奈川県弁護士会人権擁護委員会
委員長 本田正男 殿

最終調査報告書

平成29年5月28日

2015年17号

事件委員会委員 C

D

E

F

第1 処遇意見（勧告）

相手方が、2015年（平成27年）11月29日未明インターネット短文投稿サイトTwitterにおいて行った、報道機関が掲載した同性愛に関する報道ツイートに対する別紙記載の3件のツイートは、性的少数者の人権を侵害する差別発言であるので、相手方が市会議員として発言に影響力があることも斟酌し、今後二度と性的少数者に対して差別発言を繰り返さないよう勧告する。

第2 申立の概要

1 申立人及び相手方

（1）申立人

B

（2）相手方

氏名 A

職業 海老名市議会議員

2 申立日

平成27年11月30日

3 申立の趣旨

（1）平成27年11月29日未明、相手方はインターネット短文投稿サイト・Twitterにおいて、報道機関がTwitterに掲載した同

性愛に関するアンケート結果の報道ツイートに対し、朝日新聞の報道に対して、以下のツイートを行った。

①@asahi_tokyo 異常人間をほめるような記事を掲載したりすることが多いが、マスコミの責任感のない記事掲載が問題だ、異常人間が多くなれば人類の破滅、まじめな人間をほめる方法を考えろ、同性愛は異常なのだ、異常なことをすることを取上げる必要はない、責任を持った報道をすべきだ

②@nhk_seikatsu 異常人間の行動を正当化した報道はするな、マスコミは、異常な行動をする人物を勇敢のように扱う、あなた方は、同性愛はいいことだと思うのか、異常人間を脚光を浴びせることの影響を考えて報道しろ、まじめな人間こそが素晴らしいのだ、倫理観を持った報道をすべきだ

③「最近のマスコミの報道は欠けている、何でも珍しいことがあれば良いネタのように報道する、報道したことでその人物はなおさら優越感が出るのだ、一例が同性愛とやらだ！生物の根底を変える異常動物だということをしっかり考えろ！マスコミで取り上げる影響を考えろ！まじめ人間が馬鹿を見る」

(2) 言うまでもなく、同性愛者を含む性的少数者は人権の享有主体であり、自己の性的指向や性自認に基づき生きることが憲法13条に基づく権利であり、また、異性愛者との間で差別されてはならないことは憲法14条によって保障されている。

本件ツイートは、明らかに人権侵害的表現であることから、憲法21条の保障対象外というべきである。

また、相手方は地方議会の議員であり、憲法99条の憲法尊重擁護義務を負っており、相手方の本件ツイートは同条に反している。

本件ツイートは、地方議会議員による発言であること、Twitterはその性質上、瞬時にその内容が全世界に拡散してしまうツールであり社会的影響が大きい。

相手方は、同日、本件ツイートを削除しているがNHKの取材に対し、「同性愛の人たちを取り上げるマスコミの報道を批判したのだが、表現に行き過ぎた点があったと思う。同性愛は個人の自由だと思うが、私としては受け入れられるものではなく、書き込みの撤回はしない」等と述べており、性的少数者の人権侵害をしたとの理解ができていない。

(3) したがって、相手方に対し、性的少数者に対して、二度と差別発言をしないよう勧告することを要望する。

第3 調査の経過

平成28年3月24日

事件委員会から相手方に対して別紙のとおり照会

平成28年3月28日

相手方より、委員に電話連絡

平成28年3月31日

上記照会事項について相手方から回答があった

第4 申立の趣旨についての判断

1 事実認定

(1) 相手方は、本件ツイート当時、海老名市議会議員であり、Twitterのアカウントには、「海老名市議会副議長をやっています」との肩書きが表示されていた。

(2) 平成27年11月28日付朝日新聞東京報道編成局(コブク郎@asahi_tokyo)によるツイートの内容は以下の通りである。

「同性婚に「賛成」51%。性的マイノリティー(少数者)に関する専門家の研究チームの意識調査で、同性同士の結婚を法で認める「同性婚」に賛成する人が全体の5割を超えました。男性より女性の方が賛成の割合が多い。 asahi.com/articles/ASHCW...」

(2) 平成27年11月28日付NHK生活・防災@nhk_seikatsuによるツイートの内容は以下の通りである。

「【同性婚に「賛成」過半数 初の意識調査】

同性愛や性同一性障害などLGBTの人たちをどう思うかを調べた初めての意識調査の結果がまとまりました。同性結婚に「賛成」が過半数に上る一方、友人が同性愛者だったら「抵抗がある」が半数を超えました nhk.jp/N4MR4KXT」

(3) 相手方は、平成27年11月28日付朝日新聞東京報道編成局(コブク郎@asahi_tokyo)のツイート(上記(1))に対し別紙①、平成27年11月28日付NHK生活・防災@nhk_seikatsuのツイ

ート（上記（２））に対して別紙②をリプライ（返信）する形で、別紙③についてはリプライせずにそのままツイートをしたことが認められる。

同日 11 時 11 分、「前回掲載しました、ツイッターで同性愛に関するマスコミの取上げに関し、不適切な表現であったことを深くお詫び申し上げます。関係される皆様方にご迷惑をおかけしましたこと、たいへん申し訳れございませんでした。関係記事は削除いたします」として、記事を削除した。

（４）相手方によると、本件ツイートをした当日まで、同性愛について関心もなく、同性愛などに対して知識を広めようとする努力もしておらず、広辞苑の辞書にある同性愛の意味の程度での理解しかなかった。本件ツイートをした翌朝、多数のマスコミ関係者から事実確認や相手方の考えを確認する電話があり反響の大きさに驚いたと主張している。

この点、相手方は、マスコミに対し「同性愛者や同性婚などについて、個人の自由であり、されていることなどについては、全く異存はありませんと答えた」と弁明している。

しかしながら、相手方に取材をした NHK の報道（同日 11 時 41 分）によると、「同性愛の人たちを取り上げるマスコミの報道を批判したのだが、表現に行き過ぎた点はあったと思う。同性愛は個人の自由だと思うが、私としては受け入れられるものではなく、書き込みの撤回はしない」と報道されている。また、同日 14 時 10 分の朝日新聞の報道によると、「A 市議は朝日新聞の取材に対し、「酒を飲んでいて、カッときた拍子に書いてしまった。同性愛は個人の自由だと思うが、基本的には男女の別があるので少しおかしい」と話した。」とある。

この点について、相手方の弁明と NHK 及び朝日新聞の報道の内容に齟齬がある。

相手方は、長男に怒られ一切 Twitter をやるなといわれて、申立人が Twitter を二度と使用できないように長男が設定をしたため、現在操作することができないと回答した。また、相手方は、本件ツイートについては、早朝、マスコミからの電話がひっきりなしにかかってきて目が覚め、びっくり仰天したと回答している。

とすると、長男から連絡がきて怒られ、アカウントを停止されるまで、問題重要性について全く気づいていなかったと考えられることから、NHK 及び朝日新聞が報道する内容の回答を行ったと考えられる。

(5) その後、相手方は以下の対応をしたと弁明している。

ア 平成27年12月1日 海老名市議会議長にTwitter投稿に関わる報告書提出

同月2日 海老名市議会議員全員協議会が開催され、その場でTwitter掲載に関する説明と謝罪

同日 報道関係の方へ、本事件に関わるお詫び文を送付

同月11日 市民のみなさまへ「タウンニュース」でお詫び文を掲載

同月23日 相手方後援会役員会で、経過説明と謝罪

平成28年1月12日 海老名市議会議員全員協議会席上で謝罪

同年2月8日 相手方後援会総会にて説明と謝罪

同年2月15日 海老名市議会議員全員協議会席上で報酬返上について説明

同年3月15日 海老名市議会定例会にて謝罪

その他、地域の行事の出席、支持者への訪問の際に謝罪をし、忠告や同性愛に関する書籍を受け取った。

イ また、本事件に対して謝罪の意を示すために以下の対応をしたと弁明している。

①海老名市議会12月定例会謹慎

②12月と1月の議員報酬返上

③基地対策特別委員会委員長辞任

④所属会派離脱

⑤Twitter利用の停止

⑥飲酒の自粛

ウ なお、性的少数者として悩んでいる人がいることを理解したことから、今後可能なかぎり貢献するつもりでいること、Twitterで発言した内容については忘れようと努めているとの回答であった。

現在、同性愛者については、同性愛や同性婚をされるのも自由であり、平等である。困ったことなどがあつたら協力も惜しまない心境であると弁明した。

もつとも、現在までのところ、相手方が性的少数者のために具体的な活動を行った事実はない。

3 当事件委員会の判断

(1) 表現の自由

およそ人が、ある事柄について意見を述べたり、論評したりすることは、表現の自由として保障されるものであることは当然である（憲法21条）。

しかしながら、あらゆる表現行為が無制限に保障されるものではなく、その表現行為が他の人権等を侵害する場合には制約されるのは当然のことである（憲法13条）。

（２）性的少数者

ア 性的少数者の人権

性的指向や性自認は人の性や生き方そのものにかかわるものであり、個人の尊厳の根幹部分をなし、人格的生存に必要不可欠なものである。

人は、個人として尊重され、その人生を豊かにいきるべく幸福追求権を有している。性的少数者においても、生まれながら若しくは自然な発露である自己の性的指向や性自認を、社会的存在として排除を受けることなく、蔑視にさらされることなく、認められるべきである（憲法13条）。また、その性的指向や性自認に関し不当な差別を受けることのないことが保障されている（憲法14条）。

イ 性的少数者の人権を保障することは、下記①～⑤の事実から当然の前提となっている。

- ① 国連の自由権規約人権委員会が、成人同士の合意に基づく同性間の性行為を禁止するオーストラリアの州法規定や、同国で同性のパートナーに遺族年金が支給されなかったことを、同規約違反と判断した。
- ② 国際連合人権理事会において、2007年（平成19年）3月に「性的指向および性自認に関連する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則」を承認した。
- ③ 国連総会で日本を含む66か国が2008年（平成20年）12月、共同提案で「人権と性的指向と性自認に関する声明」を提出した。
- ④ 国連人権理事会が2011年（平成23年）6月に「人権、性的指向、性自認に関する決議」を採択した。日本政府はこの勧告を受け入れた。
- ⑤ 国連の自由権規約人権委員会は2014年（平成26年）8月20日、日本政府からの第6回定期報告に対して、以下のような最終見解を採択した。

「委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トラン

スジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせ及び非難についての報告、及び自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する（第2条及び第26条）。

締約国は、性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。」（外務省仮訳）

すなわち「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」と規定する自由権規約26条は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー等の性的少数者に対する差別も対象としているのであり、自由権規約を批准している日本では、国際人権上も、性的少数者の人権が保障されている。

ウ 日本国内でも、下記①～⑩の事実から、性的少数者は個人として尊重され、属性によって差別されないことが保障されている。

- ① 東京都府中青年の家事件の東京地裁及び東京高裁の判決が、同性愛者による施設の利用拒否を違法とした。東京高裁判決（平成9年9月26日）は「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは現在では

もちろん、平成2年当時においても同様である。」と述べている。

- ② 性的少数者に関する法律として「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、2004年（平成16年）7月16日から施行されており、一定の要件を満たす性同一性障害者の方は法令上の性別の取扱いを他の性別に変更することが認められるようになった。
- ③ 平成24年3月沖縄県西原町男女共同参画推進条例制定。性的指向を理由として相手の人格や尊厳を傷つける言動を行ってはならないことが規定された。
- ④ 平成24年4月泉南市男女平等参画推進条例施行。性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取り扱いを行ってはならないことが規定された。
- ⑤ 神奈川県は、平成25年3月かながわ人権施策推進指針（改訂版）を定め、当該指針の「11 様々な人権課題」において、「性的マイノリティ（同性愛者、性同一性障害者や自己の性別に不快感を感じる人、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人）への偏見や差別意識」を人権課題として取り上げている。
- ⑥ 平成25年9月多摩市女と男の平等参画を推進する条例施行
- ⑦ 平成25年11月文京区男女平等参画推進条例施行
- ⑧ 日本弁護士連合会が、人権救済申立事件において、平成26年4月22日、石原慎太郎氏（当時東京都知事）が、公人の立場から性的少数者を蔑視し社会から排除する発言をしたことに対して、警告を出している。
- ⑨ 法務省が毎年実施する人権啓発活動の強調事項に性的指向及び性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくす旨が含まれている。平成27年度の強調事項にも、同項目が含まれている。
- ⑩ 平成27年9月世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱決定
- ⑪ 平成27年11月渋谷区男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例施行

エ 以上のように、性的少数者の権利は、憲法13条、14条、国際人権規約等により保障されている。そして、平成27年11月29日当時においても、それに沿った立法及び条例制定等が行われている。

(3) ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチとは、人種、皮膚の色、民族、国籍、世系、社会的出自、性的指向、性自認などの属性を理由に、憎悪や差別を扇動又は助長する言動をいう。

日本社会において、2000年代に入り排外主義の動きが急速に高まり、在日外国人を対象とするヘイトスピーチが社会問題化してきた。特に、インターネットにおいては、1990年代から、人種的・民族的・世系的・性的マイノリティに対する匿名での差別的書き込みがあふれるようになった。

ヘイトスピーチは、魂の殺人とも言われ、対象となるマイノリティに対して、芯からの恐怖と動機、呼吸困難、悪夢、PTSD、過度の精神緊張、精神疾患、自死に至る精神的な症状と感情的な苦痛など深刻な被害を引き起こす。

また、ヘイトスピーチは、これを放置することにより、社会に偏見を拡散し、差別が当然であるものとして社会に蔓延し、差別構造を固定化する。そして、憎悪が暴力や脅迫などの犯罪行為へ駆り立て、さらにはジェノサイドの危険性すらある。

現在、日本においては、不特定多数の者を対象とするヘイトスピーチを直接規制する法律は存在しないが、先に述べたとおり、表現の自由は無制限に認められるものではなく、他者の尊厳や人格（憲法13条）を侵害するヘイトスピーチは違憲違法として許されない。

(4) あてはめ

ア 相手方は、同性愛者を異常人間であるとし、また、生物の根底を変える異常動物だと評しており、同性愛者への憎悪、差別する発言であってヘイトスピーチに該当する。

この点、相手方は、同性婚の意識調査で賛成が過半数という記事が連続して掲載されていたため、ニュース記事の重要度からあまりに誇大に掲載していると感じ、一連の発言をしたと弁明する。

しかしながら、平成27年には、渋谷区や世田谷区の同性のパートナーシップに関する条例等が成立するなど同性愛者への理解と意識が高まる中、朝日新聞及びNHKはその同性婚の意識調査の結果の報道をしており、ニュース記事の重要度はそもそも高い状況にあった。

また、仮に、同報道の重要度が低いにも関わらず、マスコミが

これを取り上げたとしても、同性愛者が「異常動物」などと評されることがマスコミへの非難としては的外れであり、相手方の弁明は不合理である。

相手方が行った一連のツイートの内容は報道に対する批判よりも、もっぱら、同性愛者に対してその尊厳を傷つけ差別するものであり同性愛者の人格を著しく侵害している。

イ 市議会議員としての影響の大きさ

本件については、市議会議員としての地位を有する相手方の発言でありその社会的影響力は大きい。

本来、市議は、市民の声を取り上げ市政に反映させて、市民が安心して暮らしをできるように職責を担うべき者であり、憲法99条の憲法尊重擁護義務を負う。

したがって、市議は、マイノリティを含むあらゆる市民の個人の尊厳がまもられるように活動をし、かつ率先して差別を撲滅する活動をすべき立場にある。

この点、相手方は、本件ツイートをするまで、同性愛についてはあまり関心もなく広辞苑の辞書にある程度の理解しかなかったというが、先に述べたとおり、市議は、広く社会問題に関心をもち、あまねく市民の声をとりあげるべき職務にあるのであって、かかる認識しかなかったというのであれば、その職務について誠実に執行していないとの誹りを受けてもやむを得ない。

公職にある市議が、市議の肩書きを表示し、同性愛者を異常動物として、人間扱いをしない発言は、一般市民に同性愛者に対する差別が許されるかのような誤解を広く植え付けるものであり、かつ、性的少数者の市政に対する大きな不安感を抱かせるものである。

ウ SNSによる被害の甚大さ

相手方の発言は、SNSを利用していることから、いわれのない多くの差別を受けている性的少数者が容易に目を触れる事が出来る状態で行われたもので、極めて悪質である。

相手方は、本件のツイートを削除したが、今現在も、インターネットを検索すれば、相手方が行った本件ツイートが閲覧できる状態となっていることから、半永久的に本件ツイートは性的少数者の目に触れることになり、その社会的影響力は非常に大きい。

エ 性的少数者に対する無知・無関心による被害の大きさ

2005年における日本のゲイ・バイセクシュアル男性対象の調

査（宝塚大学看護学部教授日高庸晴氏）においては、自殺を考えたことがある人が65.9%、自殺未遂をしたことがある人は14%にのぼる。自殺未遂のリスクは、異性愛男性と比較すると5.98倍高いことが明らかとなっており、これらの要因は、社会が性的少数者に対する理解がなく、差別意識をもち排除した結果、自己肯定感をもてず常に生きづらさを感じているからに他ならない。

相手方の本件ツイートは、当事者にとって過酷な社会状況にさらに追い打ちをかけるものである。

オ 未成年者の性的少数者に対する深刻な影響

現在、日本国内において、全国民の5%から7%は性的少数者であり、学校の1クラスにあたり、1～2人の子どもは性的少数者が存在していると言われている。

しかしながら、性的少数者についての知識や理解が乏しい日本社会においては、無知や誤った情報によるいじめなどの事象が多発しており、被害児童が不登校になったり、あるいは自傷行為を繰り返す事態となっている。

このように未成年者の性的少数者の状況を喫緊に改善すべき立場にある相手方が、無知・無理解の下、行った本件ツイートは、子どもたちの状況をさらに追い詰めるものであって、被害は甚大である。

カ 結論

以上を踏まえ、本来、相手方の一連の発言は警告が相当であると思料する。

しかしながら、相手方は、マスコミによって大きく取り上げられたことを契機に、家族から強い非難を受けるなどして、本件ツイートが人権を侵害していることを認識し反省している。また、現在までのところ具体的な活動を行ってはいないが、今後は性的少数者のために可能な限り貢献するつもりであると述べ、同性愛者や同性婚をされるのも自由であり平等であること、困ったことがあったら協力も惜しまない心境であると述べている。

以上より、相手方のその後の対応や反省の旨を述べている点を鑑み、警告ではなく、第1記載のとおり勧告をすべきものと判断する。

- 1 2016年LGBT意識調査 reach_online2016
- 2 ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2
- 3 教員5979人の意識調査

以上

別紙

①@asahi_tokyo 異常人間をほめるような記事を掲載したりすることが多いが、マスコミの責任感のない記事掲載が問題だ、異常人間が多くなれば人類の破滅、まじめな人間をほめる方法を考えろ、同性愛は異常なのだ、異常なことをすることを取上げる必要はない、責任を持った報道をすべきだ

②@nhk_seikatsu 異常人間の行動を正当化した報道はするな、マスコミは、異常な行動をする人物を勇敢のように扱う、あなた方は、同性愛はいいことだと思うのか、異常人間を脚光を浴びせることの影響を考えて報道しろ、まじめな人間こそが素晴らしいのだ、倫理観を持った報道をすべきだ

③「最近のマスコミの報道は欠けている、何でも珍しいことがあれば良いネタのように報道する、報道したことでその人物はなおさら優越感が出るのだ、一例が同性愛とやらだ！生物の根底を変える異常動物だということをしっかり考えろ！マスコミで取り上げる影響を考えろ！まじめ人間が馬鹿を見る」

以上